

# 福 井 県

## 「福井県国民保護計画」に関する県民パブリックコメントの 意見募集の結果

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日  
福井県県民生活部危機対策・防災課

「福井県国民保護計画」の内容について、県民の皆様から御意見を募集したところ、次のような御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げます。

なお、公表に当たり、取りまとめの都合上、御意見を案件ごとに適宜集約させていただきました。

今後、県では、いただいた御意見を参考にしながら、計画を策定してまいりたいと考えています。

- 1 募集期間 平成 1 6 年 1 1 月 1 5 日（月）～ 1 1 月 2 8 日（日）
- 2 意見件数（意見提出者数） 3 4 件（ 1 6 名）
- 3 提出された意見の概要および意見に対する県の考え方 別紙のとおり
- 4 問い合わせ先 福井県県民生活部危機対策・防災課県民保護計画グループ  
(TEL : 0 7 7 6 - 2 0 - 0 2 3 6 )

なお、別紙回答の用語の定義は以下の通りです。

用 語	定 義
武力攻撃事態等	武力攻撃が発生した事態、武力攻撃が発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態または武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
国民保護措置	住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害

## (1) 計画全般について

- ・国民の生命や財産を守ること事は大切であり、そのためには戦争にならない手立てが必要である。
- ・一般市民が戦争、テロに巻き込まれる危険性が高くなってきている。こうしたものから、私たちの命を守るのが、国や県の仕事だと思う。そういう計画にしてください。
- ・計画は、国民保護法を補完するものか、敷衍するものなのか明記すべきではないか。
- ・「基本的な考え方」については、日本国憲法に基づくこと、国民の協力が「強制」とならない根拠を明記すべきである。
- ・「国民の保護」の「国民」とは具体的に何を指すのか。
- ・「国民」には外国人が含まれ、日本人と全く変わらず保護するのか。
- ・国民保護法に定めている罰則を記載すべきである。

### 【県の考え方】

国民の安全を確保するためには、日本国政府の外交努力により、戦争を未然に防ぐことが何よりも重要ですが、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、また、そのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命等を保護する必要があります。

また、今年9月施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（いわゆる国民保護法）第34条の規定により、都道府県は国民の保護に関する計画を作成しなければならないこととなっており、これらのことについては計画の冒頭で明記します。

県は、計画の中で、住民の避難、救援等に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他県独自で実施する事項等を定め、明らかにすることにより、市町村、関係機関と相互に連携協力して、国民保護措置を総合的に推進し、的確かつ迅速に実施します。

また、計画策定や運用に当たって全体を流れる「基本的な考え方」については、重要な部分であり、分かりやすい説明を入れていきます。

一般に「国民」とは、国籍法でいう日本国民であり、この計画では県内住民および県内に滞在している他の都道府県民のことを指しています。具体的には、県内に住居を有する人、勤務している人のほか、県外からの旅行者や避難住民等も含まれますが、外国人は含まれません。

しかし、日本国憲法第3章に規定している基本的人権の保障は、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、外国人に対しても等しく及ぶものと解されていることを踏まえ、国民保護法および本計画においては、日本に居住し、または滞在している外国人の生命、身体および財産についても保護すべき対象となります。（この国民についての考えは、国の解釈です。）

なお、罰則規程の掲載につきましては、今後、明らかになる国の基本指針を参考に検討します。

## ( 2 ) 災害への備えについて

- ・事前に災害時の対応を分かりやすく記載したものを各戸に配布していただきたい。
- ・災害に備えることが大事である。水や食べ物は何日分蓄えるといいのか、どこに避難をすればいいのか等の情報を提供してほしい。
- ・図などを入れるなど、できるだけ分かりやすくしてほしい。表現も分かりやすく具体的なものにしてほしい。
- ・県、市町村、地域住民間の結びつきを強め、一斉に避難訓練を実施することが必要である。
- ・自衛隊と県（県庁、警察、消防）が連携して、共同の訓練が大切である。

### 【県の考え方】

武力攻撃事態等において、避難や退避を迅速に行い、被害を少しでも小さくするためには、平素からの備えが重要となります。計画の中でも、県や市町村の役割として食糧等の備蓄や避難に関して分かりやすい内容の手引書等を早期に作成して、住民に配布するほか、新聞やテレビ等を使った広報にも力を入れて、国民保護に関する知識の普及を進めていくことを検討しています。

また、国は情報収集に努めるほか、県、市町村、自衛隊、消防および警察などの関係機関、住民も参加する実践的な訓練を行うことにしています。

## ( 3 ) 国民保護措置の実施体制について

- ・多様化する危機事象に対して、危機が発生する以前から、情報の収集に努め、情報の一元化を図り対応を検討するとともに、平時から危機対策を念頭に置いた具体的な対策を展開すべきである。
- ・武力攻撃事態等に関しては、いつ発生するかわからず、短時間のうちに甚大な被害が生じるため、平時からそれらに対する対策を講じておくことが必要。国民保護対策連絡室は常設すべきである。
- ・国民保護対策本部員に陸上自衛隊、海上保安部、消防機関などの職員を加えるべきではないか。

### 【県の考え方】

計画の中では、国が警報を発令したとき、または警報発令以前の段階で武力攻撃事態等の兆候に関する情報を入手したときなど武力攻撃の初期の段階で、県では独自の判断により国民保護対策連絡室を直ちに設置し、国民保護措置の速やかな実施に対応することにしています。

また、県では国民保護対策連絡室、または国民保護対策本部を設置した場合、自衛隊、消防機関などの防災関係機関に対し会議への出席を求め、関係者が情報を共有化し、一元的に提供するほか、国民保護措置に関する効果的な対策を講じていきます。

#### (4) 住民の避難について

- ・実際にミサイルが撃たれたら、どのように知らされて、どこに逃げたらよいのか、誰が教えてくれるのか。
- ・計画では、避難について、どのような方法で行うことになっているのでしょうか。
- ・武力攻撃を受けた時や、原子力災害の場合は、別途指示があるまで、自宅に待機するよう勧告する方がいいのではないか。
- ・空襲、ミサイルから避難するための、シェルターを造るべきである。
- ・避難のことについては、十分検討してほしい。

##### 【県の考え方】

武力攻撃事態等において、住民の避難が必要な場合には、国からの指示を受けた県は、市町村を通じて避難経路、避難の方法などを内容とする指示を行います。また市町村は、避難の誘導を行うことになっています。

武力攻撃事態等では、大規模で長距離の避難も予想されます。そこで避難の手段としては、避難時の渋滞を回避するため、お住まいの市町村内の避難施設までは徒歩で行き、さらに広域に及ぶ避難については、バス等の借上げ車両や県、市町村の公用車の使用を検討しています。なお、徒歩による避難が困難である高齢者など災害時要援護者の避難に限り、事前に登録した自家用車を補完的に使用することも検討しています。

また、県では今後、市町村を通じて避難施設の指定を行います。公共施設のほか民間施設や地下室さらにはトンネル等を含めて避難施設の調査、選定について検討します。

避難については、県は今後計画に基づき避難に関するマニュアルを作成して、住民の避難が円滑に行われるよう実践的な訓練も実施していきます。

#### (5) 情報の伝達について

- ・住民への警報や避難の指示などの第一報の方法に工夫する必要がある。自然災害を含め警報などパターン化し、住民の初期行動をルール化するなど災害共通システムにより対応した方がよい。
- ・自治体と住民を結ぶ防災行政無線を構築し、迅速な警報の伝達に努めてほしい。また、サイレンの活用と国民保護法制に対応した信号を新たに制定すべきである。
- ・武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市町村等に連絡することになっているが、まず警察や消防に通報し、その通報を受けた者は国民保護対策連絡室に報告、それから市町村に連絡する方が現実的ではないだろうか。

##### 【県の考え方】

住民の警報や避難の指示については、すべての方に的確かつ迅速に伝わるのが重要です。そのため、防災行政無線やサイレンのほか、テレビやラジオなど複数の手段を使ってお知らせすることを考えています。また、防災行政無線の整備を促進する一方で、警報のパターン化のルールなど、全国共通のシステムづくりが必要であり、今後国とも協議していきたいと考えています。

また、武力攻撃災害の兆候の連絡については、退避の指示や警戒区域を設定する市町

村が、迅速に事実の確認や初期の対策を実施できるよう、まず市町村が平素より情報を入力する体制を整備することが必要と考えます。

しかし、県をはじめ市町村、消防、警察など防災関係機関に連絡が入れば、相互に情報を交換し共有する体制を整えます。

#### (6) 原子力発電所の武力攻撃災害への対処について

- ・若狭に集中立地している原子力発電所を考慮した計画にするべきである。
- ・原発の安全性については、信頼をおくしかないが、もしミサイルが飛んできた時、県は何をしてくれるのか。計画を作るのなら、そうしたことも考えてほしい。県の素早い対応をお願いしたい。
- ・計画の中に原子力発電所が狙われた事態の対応についても先進県であってほしい。

##### 【県の考え方】

本県には、15基の原子力発電所が集中立地しているという特性があり、いただいた御意見でも関心が高いことがうかがわれます。また、原子力発電所の武力攻撃災害に関しては、医療や通報体制など特有の対応があることなどから、独立の章をおこして詳細な規定を設けることにより、応急対策などに万全を期していきたいと考えています。

#### (7) 関係機関との連携について

- ・災害時の略奪や暴動などを防ぐ治安維持対策が必要ではないか。
- ・原子力災害時において、救出活動については、自衛隊に要請をするべきである。
- ・有事に備え、県の緊急消防援助隊の整備、充実をするべきである。

##### 【県の考え方】

武力攻撃災害時には、国、県、市町村はもとより自衛隊、海上保安庁、警察、および消防等が連携をとり対処することになっています。

このため、県では、平素から連携体制を充実し、また国民保護対策本部が設置された場合には、国民保護措置を総合的に推進するため、自衛隊や消防機関などの防災関係機関に会議への出席を求め、情報の共有化に取り組んでいきたいと考えています。

また、緊急消防援助隊の応援要請、関係府県や市町村との応援協定の締結、関係団体との救援物資供給等の応援協定の締結など、平素から関係機関との連携体制の充実を図っていきます。

さらに、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、あらかじめ指定された法人は、それぞれ国民の生命や財産等を保護する責務があり、国民保護措置の実施に当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期すこととなっています。

#### ( 8 ) 被災住民の救済について

- ・有事においては、ストレスや環境の変化、家や家族を失うことにより精神的不安、体調不良を訴える人が多数出てくるのではないかと。こうした人々に対する救済を行政と民間が一体となって考えてほしい。

##### 【県の考え方】

災害からの復旧時には、精神的な不安もあり体調の管理が難しい状況となります。計画では、被災した住民の体調の変化を早期に発見するために巡回健康相談を実施したり、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するほか、被災者の生活再建に関する相談も併せて実施することを検討しています。

#### ( 9 ) 住民の自主的活動について

- ・ボランティアの活動については、安全な場所ならお願いしてもよいのでは。地域住民にしても皆で助け合う仕組みを考えてほしい。
- ・国民保護計画にボランティアの活用は載せる必要はない。ボランティアはあくまで国民の自発的行動であり、緊急事態の対処にボランティアを組み込むのは危険である。
- ・豪雨の際などで大勢のボランティアが助け合いました。大雨などの災害とは違うかもしれないが、こうした助け合いの精神が大切。
- ・状況によっては、住民が互いに協力し合いながら災害から身を守らないといけない。こうした活動に対する支援が必要である。

##### 【県の考え方】

本県では、災害ボランティア団体と行政の協働など、先進的な取り組みをしています。また、国民保護法でも、国および地方公共団体は、地域住民で組織される自主防災組織やボランティアに対して必要な支援を行うよう努めることとなっています。

国民の保護の措置に関連するボランティア活動に対しては、武力攻撃が終了した段階での救援活動や復旧を対象に、自発的な意思による活動であること、安全が確保されていること、に十分配慮して、円滑な実施ができるよう支援したいと考えています。